

かほく市避難支援プラン
(全体計画)

平成28年6月

かほく市

目次

第1章 総則

1 基本的な考え方	P 1
2 用語の定義	P 2

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

1 要配慮者の把握	P 4
2 名簿の作成	P 4
3 名簿の更新と情報の共有	P 5
4 名簿の提供	P 5
5 避難支援プラン（個別計画）の策定	P 6

第3章 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

1 避難のための情報伝達	P 7
2 避難行動要支援者の避難支援	P 7
3 避難行動要支援者の安否確認の実施	P 8
4 避難場所以降の避難行動要支援者への対応	P 8

第4章 避難行動支援に係る共助力の向上

1 避難支援体制の整備	P 9
2 要配慮者及び避難支援等関係者の取り組み	P 9
3 防災訓練	P 9

資料編

様式1 かほく市避難支援プラン同意書	資 1
様式2 かほく市避難行動要支援者名簿	資 2
様式3 避難支援プラン（個別計画）	資 5

第1章 総則

1 基本的な考え方

(1) 趣旨

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、例えば、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、平成25年に災害対策基本法が改正された。

市は、これまで「かほく市災害時要援護者支援プラン」に基づき、要配慮者の安全確保対策に取り組んできたが、一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守るため、また、避難支援等関係者の犠牲を抑えるため、災害対策基本法の改正に基づき全面的にプランの見直しを行うものとする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、かほく市地域防災計画 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第13節 要配慮者の安全確保に示す、避難支援プランの全体計画を具体化したものである。

2 用語の定義

【要配慮者】

乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など、災害時に何らかの配慮が必要な者をいう。

※改正前の「災害時要援護者」

【避難行動要支援者】

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

【避難行動要支援者名簿】

避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎とする名簿。

※改正前の「かほく市災害時要援護者台帳」。旧台帳の登載者は、全て避難行動要支援者名簿の対象者とする。

【避難支援等関係者】

要支援者の避難支援等に携わる関係者をいい、消防機関、警察機関、区・町会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等。

※区・町会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域における避難支援等関係者については、市から配布される名簿により要支援者本人や避難支援者ととも災害時の支援体制を協議し、避難支援プラン（個別計画）を作成する。

【避難支援者】

災害時に要支援者に対して直接の避難支援を行う者をいい、地域においては、近隣住民、自主防災組織又は町会・区の役員、防災士、その他避難支援が可能な者。

避難支援者本人又はその家族等の生命及び身体の安全確保を最優先とし、災害発生時に可能な範囲で避難支援を行う。なお、避難支援者は災害時の避難行動の支援に法的な責任や義務を負うものではない。

【拠点避難所】

災害により居住場所を失った方や、避難のために立ち退きを行った方が、一時的に滞在する場所。（※緊急避難場所も兼ねる。）

【緊急避難場所】

災害が発生し、又は発生の恐れがある場合に、身の安全を確保するため緊急的に避難する場所。

【福祉避難所】

通常の避難所では生活に支障がある高齢者や障害者、乳幼児など特別な配慮を必要とする方を受け入れる場所。

【避難情報】

災害の発生やその恐れがある場合に、かほく市が住民に対し、防災行政無線などを通して避難を呼びかけるもの。

避難準備・高齢者等避難開始	災害が発生する恐れがある場合に、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動に時間を要する者及び支援者に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの。
避難勧告	安全のために立ち退き又は屋内での安全確保を勧め又は促すもの。
避難指示（緊急）	避難勧告より拘束力が強く、安全のために緊急の立ち退き又は屋内での安全確保を指示するもの。

【自主防災組織】

自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、町会・区単位で自主的に結成された組織。災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う。

【防災士】

防災の基本的知識と技能をもち、地域・社会における防災リーダーとして、さまざまな活動を行う。

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

1 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）に該当する者を把握するため、各担当部局が把握する要配慮者に関する情報を内部で利用する。

また、名簿の作成ため必要であるときは、外部の関係者に対して情報提供を求める。

2 名簿の作成

(1) 避難行動要支援者の範囲

対象者は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次のいずれかの要件に該当する者とする。

- (ア) 介護保険における要支援・要介護認定を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳1・2・3級の交付を受けている者
- (ウ) 療育手帳の交付を受けている者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (オ) 70歳以上の高齢者のみの世帯の者
- (カ) ア～オ以外の者で、災害時に自力での避難が困難な方で支援を希望する者

(2) 名簿の記載事項

名簿には、次に掲げる事項を記載する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) その他避難支援等の実施に関し必要な事項

(3) 名簿のバックアップ

市は、災害の規模によっては、市の機能が著しく低下することを考慮し、他自治体との連携などにより名簿のバックアップ体制を構築する。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

(4) 情報の適正管理

市は、かほく市個人情報保護条例に基づき、適正な情報の管理運用を行う。

3 名簿の更新と情報の共有

(1) 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうるため、市は、毎月名簿情報を更新し、最新の状態に保つよう努める。

(2) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変更があったとき又は転居や入院等により名簿から削除されたときは、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有するものとする。なお、情報の共有については、4 名簿の提供に基づき実施する。

4 名簿の提供

(1) 名簿の提供

名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は、**様式2**「かほく市避難行動要支援者名簿」を、あらかじめ、区・町会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域の避難支援等関係者（以下、「地域の避難支援等関係者」という。）に提供するものとする。

なお、名簿は年1回、5月31日時点で作成したものを提供し、このほかに依頼があったときは、直近で更新された名簿を提供するものとする。

(2) 避難行動要支援者の同意の取得

地域の避難支援等関係者に平常時から名簿を提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることが必要であるため、**様式1**「かほく市避難支援プラン同意書」により、市の担当部局が避難行動要支援者に郵送や個別訪問などにより、直接的に働きかけるものとする。

(3) 名簿の提供に関する情報の適正管理

市は、名簿の提供に際しては、地域の避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の通り適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- ・名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ・避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- ・災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する
- ・施錠可能な場所への名簿の保管を行うよう指導する
- ・受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導する
- ・名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する
- ・名簿情報の取扱状況を報告させる
- ・名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する

5 避難支援プラン（個別計画）の策定

(1) 避難支援プラン（個別計画）（以下、「個別計画」という。）策定の推進

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難支援等関係者の協力を得て、個別計画の策定を進めるものとする。

(2) 個別計画の策定

地域の避難支援等関係者は、市から提供された名簿に基づき、避難行動要支援者、避難支援者との調整、具体的な支援方法についての打合せを行い、**様式3**「避難支援プラン（個別計画）」により個別計画を策定する。

ア 具体的な支援方法についての検討事項

- ・発災時に避難支援を行うもの
- ・避難支援を行うに当たっての留意事項
- ・避難支援の方法や避難場所、避難経路
- ・本人が不在で連絡が取れない時の対応
- ・その他、実効性のある避難支援に必要な事項

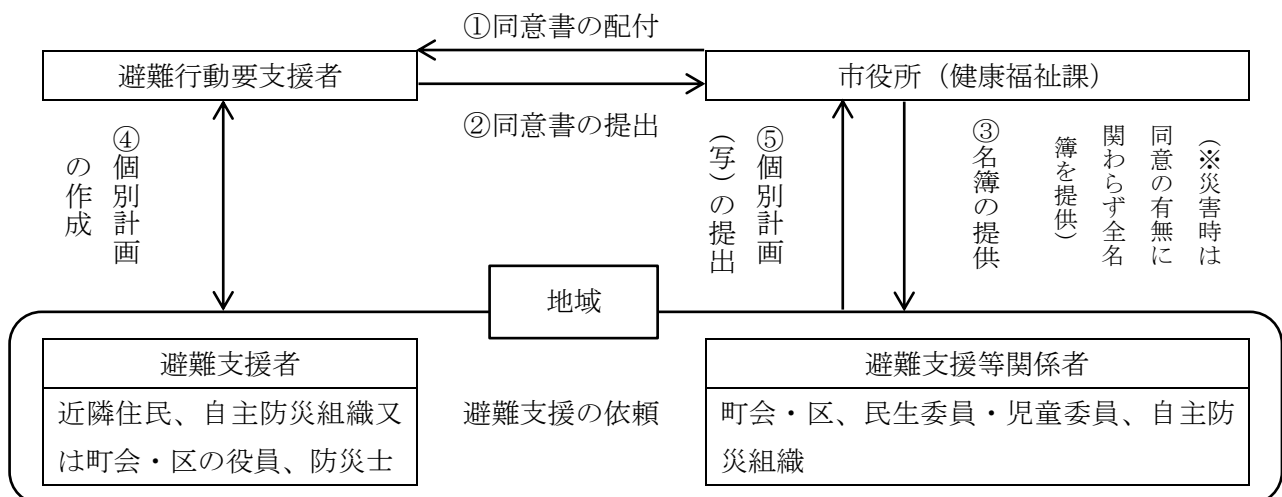
イ 避難支援者の選定に当たっての留意事項

- ・一人一人の避難行動要支援者について、できる限り複数の避難支援者が相互に補完し合いながら避難支援に当たること
- ・一人の避難支援者に役割が集中しないよう、避難支援者となる者の年齢や特性を配慮しつつ適切な役割分担を行うこと
- ・災害発生時に、全ての避難支援者が不在の場合も考えられるため、向こう三軒両隣等のグループで声を掛け合い避難するなどの避難方法も検討する。

(3) 個別計画の共有

作成した個別計画は、地域の避難支援等関係者で共有・保管し、その写しを市に提出するものとする。

【避難行動要支援者名簿及び避難支援プラン（個別計画）作成の流れ】



第3章 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

1 避難のための情報伝達

(1) 避難情報等の発令・伝達

市は、災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を適時適切に発令する。

なお、高齢者や障害者にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより一人ひとりに的確に伝わるよう、また、障害者に合った情報伝達の方法についても配慮する。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

市は、災害発生時に緊急かつ着実な避難情報が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車、携帯端末へのメール配信、FMラジオ、ケーブルテレビ等、複数の手段を用いて情報伝達を行う。

2 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難支援者の対応原則

避難支援者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、個別計画に基づいて避難支援を行う。

また、避難支援者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行う。

(2) 避難支援者の安全確保の措置

市は、名簿の提供に係る同意を得る段階で、避難支援にあたっては避難支援者自身や家族などの安全が前提であるため、避難支援がなされることを保証するものではないこと、また、避難支援者が法的な責任や義務を負うものではないことの理解を得ておくものとする。

また、地域の避難支援等関係者は、あらかじめ避難支援者の安全確保の措置について定めおくとともに、避難行動要支援者には、個別計画を作成する段階で、助けられない可能性があることの理解を得ておくものとする。

(3) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、正当な理由がなく知り得た秘密を漏らしてはならない。

なお、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、守秘義務違反には当たらない。

(秘密保持義務)

災害対策基本法第 49 条の 13 第 49 条の 11 第 2 項若しくは第 3 項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(4) 名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

ア 不同意者を含む名簿の提供

市は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者、その他の者に名簿情報を提供するものとする。

なお、同意のない避難行動要支援者の名簿提供については、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、提供が適切であるか慎重に判断するものとする。

イ 不同意者を含む名簿の提供先

市は、地域の避難支援等関係者のほか、自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等の支援が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報を提供する。

ウ 不同意者を含む名簿の情報漏えいの防止

市は、発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられるため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、地域の避難支援等関係者に対する措置に順ずるほか、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

3 避難行動要支援者の安否確認の実施

地域の避難支援等関係者は、名簿を有効に活用して安否確認を行うとともに、必要に応じて避難所への移動等の支援を行うものとする。

4 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

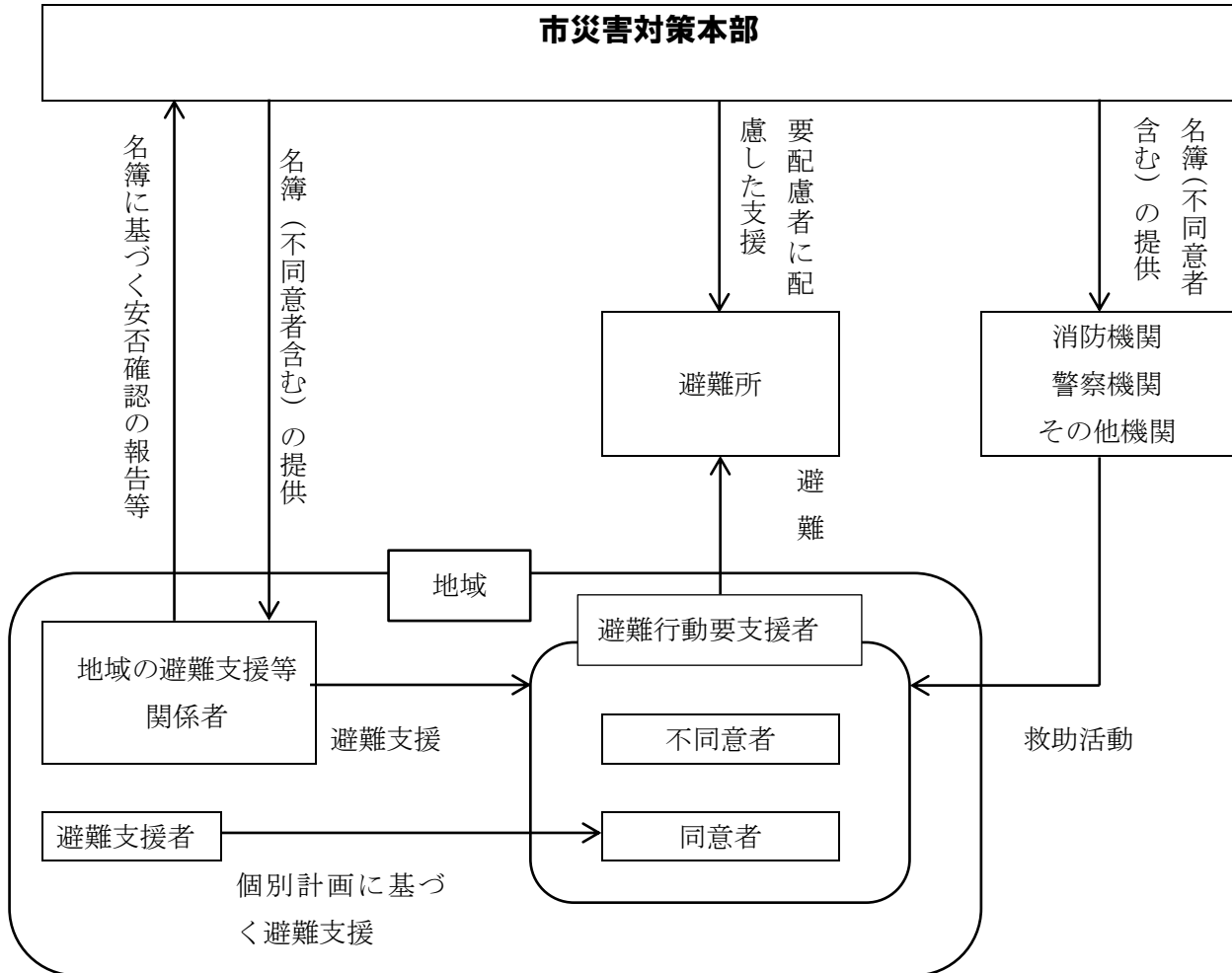
(1) 避難行動要支援者の引継

地域の避難支援等関係者は、避難行動要支援者及び名簿情報を避難場所等の責任者に引き継ぐものとする。

(2) 避難所における良好な生活環境の確保

市は、「かほく市避難所運営マニュアル」に基づき、避難所における要配慮者の良好な生活環境を確保し、避難生活に対するきめ細やかな支援を実施するものとする。

【災害時の支援体制】



第4章 避難行動支援に係る共助力の向上

発災時に円滑かつ迅速に避難支援等を実施するためには、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要である。そのため、地域の特性や実情を踏まえつつ、以下の事項について、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関同士が連携して取り組むものとする。

また、市のみでは対応が困難な状況となることも予想されることから、広域的な応援が受けられるよう、事前に協定を結ぶなど連携体制を整備しておくものとする。

1 避難支援体制の整備

市は、避難支援等関係者の協力を得て、発災時から避難生活まで組織的な避難行動要支援者対策ができるよう、全体計画及び地域防災計画に盛り込む事項の検討や、それに沿った役割分担を検討し、平常時から決定しておくものとする。

2 要配慮者及び避難支援等関係者の取り組み

(1) 要配慮者の取り組み

高齢者、障害者自身が避難について考え、発災時又は発災のおそれが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、次の取り組みに努める。

- ・名簿への積極的な登録
- ・障害者団体や福祉関係者等との関係作り
- ・家具固定等の室内安全化や備蓄などの備え
- ・地域の防災訓練等への参加
- ・発災時に支援を期待できる連絡先（人・場所）を3ヵ所程度決める 等

(2) 避難支援等関係者の取り組み

地域の防災力の質を高め、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守るため、次の取り組みに努める。

- ・地域行事への避難行動要支援者等の参加の呼びかけ
- ・避難行動要支援者等への日頃からの声かけや見守り活動 等
- ・要介護高齢者や障害者等との関わり方などの福祉や保健に関する勉強会の実施
- ・名簿の意義やその活用についての普及・啓発活動
- ・個人情報漏えいを防止するための勉強会

3 防災訓練

区・町会又は自主防災組織は、避難訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

(様式1)

かほく市避難支援プラン同意書

フリガナ		町会区	
氏名		生年月日	
		性別	男・女
住所	〒929- かほく市		
自宅電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	
避難支援を必要とする理由	在宅の方で、次のうち該当するもの全てにチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 介護保険における要支援・要介護認定を受けている方 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳1・2・3級の交付を受けている方 <input type="checkbox"/> 療育手帳の交付を受けている方 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 <input type="checkbox"/> 70歳以上の高齢者のみの世帯の方 <input type="checkbox"/> 上記のほか、災害時に自力での避難が困難な方で支援を希望する方 (理由：)		
緊急時の連絡先	氏名		続柄
	住所		
	自宅Tel		携帯Tel
かほく市長 様			
平成 年 月 日			
下記注意事項の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容を区・町会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に提供することに同意します。			
本人（又は代理人）の氏名		⑩	
※代理人のみ記載	住所		
	連絡先		続柄
(注意事項)			
・避難支援者は法的な責任や義務を負うものではなく、また、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。			
・同意の意思については、変更の申し出が無い限り継続するものとします。			
・個別の避難計画を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行う場合があります。			

(様式2)

かほく市避難行動要支援者名簿 ()

(提供日： 年 月 日)

(様式2)

避難行動要支援者名簿提供にあたっての注意事項

- ・避難行動要支援者名簿の提供を受けた方には、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられます。

(秘密保持義務)

災害対策基本法 第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- ・避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう注意してください。
- ・避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所へ保管するよう努めてください。
- ・避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないようにしてください。
- ・災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、守秘義務違反には当たりません。

(様式2)

避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者										緊急時連絡先			
番号	区・町会	氏名	生年月日	性別	住所又は居所	自宅電話 番号	携帯電話 番号	要支援理由	同意の 有無	氏名	続柄	住所	電話番号

避難支援プラン（個別計画）

1. 作成者等			
区・町会名等		作成日	年 月 日
役職		氏名	

※避難支援プラン（個別計画）の原本は、避難支援等関係者が保管し、かほく市へはその写しを提出して下さい。また、内容に変更があったときも写しを提出して下さい。

2. 本人の情報			
フリガナ		生年月日	
氏名		性別	男・女
住所	かほく市		
自宅電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	
避難支援が必要な理由			

※かほく市避難支援プラン同意書に記載された事項です。

3. 避難する際に配慮が必要なこと	
あてはまるものすべてにチェック	
<input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない	<input type="checkbox"/> 音が聞こえない（聞き取りにくい）
<input type="checkbox"/> 物が見えない（見えにくい）	<input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい
<input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない	<input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない
<input type="checkbox"/> その他	（ ）
【特記事項】（普段いる部屋、寝室の位置、家族構成・同居状況、支援の必要な時間帯 など）	

4. 緊急時の連絡先						
①	氏名		続柄		自宅Tel	
					携帯Tel	
	住所				()	
					()	
②	氏名		続柄		自宅Tel	
					携帯Tel	
	住所				()	
					()	

※ () 内には、勤務先、FAX番号、メールアドレスなど、自宅や携帯以外の緊急時の連絡先を記入して下さい。

5. 避難支援者						
①	氏名		関係			
	住所				自宅Tel	
					携帯Tel	
②	氏名		関係			
	住所				自宅Tel	
					携帯Tel	
③	氏名		関係			
	住所				自宅Tel	
					携帯Tel	

※関係欄には、近所、〇班班長などと記入して下さい。

6. 避難場所等					
地震		風水害 土砂災害		その他 ()	
【特記事項】(避難場所までの経路で注意すべき事項など。※必要があれば避難経路の図面を添付)					

※災害の種類ごとに、〇〇公民館など避難場所を記入して下さい。

平成 年 月 日

上記避難支援等関係者に提供した情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、か
ほく市に報告することを了承します。

本人(又は代理人)の氏名		⑩			
※代理人のみ記載	住所				
	連絡先		続柄		